

令和3年2月

保護者のみなさま

大阪市教育委員会  
大阪市立東三国中学校  
校長 渡部 公伸

### 1人1台学習者用端末等の貸与に係る手続きのお願い

平素より、本市ならびに本校の教育活動にご協力をいただき、ありがとうございます。  
本市におきましても、ICTを効果的に活用した教育を推進するため、この度、1人1台学習者用端末等を整備いたしました。

この学習者用端末はすべての児童（生徒）が卒業するまで活用いただくこととしており、学校内のほか、家庭等においても持ち帰り学習として活用いただくことを可能としておりますが、本市の備品であることから、貸与の手続きが必要となります。

つきましては、お手数ですが、「学習者用端末等使用条件」「学習者用端末等貸付要綱」をご確認の上、「学習者用端末等貸付依頼書」に必要事項をご記入・ご署名の上、令和3年2月26日までに【担任】に「学習者用端末等貸付依頼書」を提出いただきますよう、お願ひいたします。

なお、端末等の操作方法や運用の注意など、生徒に指導する時間が必要であることから、今年度は、学校のみで使用することとし、4月より貸付を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。また、本日配したこのプリントにつきましては、技術の授業で指導した日に生徒を通してお渡ししますので、配布時期がことなりますがご了承ください。

#### ※「学習者用端末等貸付依頼書」の記入方法について

・「1」貸付物品の欄の「・学習者用端末のみ（付属品を含む。）」「・学習者用端末及びモバイルルータ（付属品を含む。）」いずれか1つを○で囲んでください。

〔 インターネット環境が整備されているご家庭につきましては、「・学習者用端末のみ（付属品を含む。）」に○を、インターネット環境が整備されていないご家庭につきましては、「・学習者用端末及びモバイルルータ（付属品を含む。）」を○で囲んでください。 〕

・右上部の「保護者名」欄に自署してください。

## 学習者用端末等貸付要綱

制定 令2.12.22

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市立小学校及び中学校に在学の児童生徒（以下「児童生徒」という。）が、学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）において使用する学習者用端末（以下「端末」という。）及び家庭等における場合でインターネットを利用するため必要となるモバイルルータ（以下「ルータ」という。）を、教育委員会が調達する範囲内で児童生徒へ貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象者及び貸付物品)

第2条 児童生徒について、端末を貸し付ける。

- 2 インターネット環境が整備されていない家庭等の児童生徒について、ルータを貸し付ける。
- 3 貸し付ける端末及びルータは、児童生徒が在学する学校に配備されたもの又は当該学校の校長が管理するものを充てる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、学校でのルータの貸付は、次の各号の順とする。
  - (1) 生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯で中学校3年生又は小学校6年生
  - (2) 中学校3年生又は小学校6年生
  - (3) 生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯の児童生徒
  - (4) 前各号に定めるもののほか、校長が必要と認める環境が整備されていない児童生徒

### (申請)

第3条 申請は、学習者用端末等貸付依頼書（第1号様式）（以下「依頼書」という。）を在学する学校の校長へ提出するものとする。

- 2 児童生徒が、在学する当該学校から大阪市立の学校へ転出又は大阪市立の中学校へ進学する場合は、あらためて転出先又は進学先の学校の校長へ依頼書を提出するものとする。

### (審査)

第4条 校長は、ルータを貸し付ける場合については、前条の規定により提出された依頼書を審査し、貸付の可否を依頼書内の学校使用欄へ押印し、貸し付ける場合は保管する。

- 2 校長は、ルータを貸し付けない場合は、依頼書へ理由を付して写しを交付する。
- 3 依頼書の内容に変更が生じた場合（学校名を除く。）は、再度依頼書を提出するものとする。

(貸付期間及び貸付料等)

第5条 端末の貸付期間は、児童生徒が大阪市立小学校及び中学校に在学する期間とし、ルータの貸付期間は、児童生徒が大阪市立小学校及び中学校に在学し、当該児童生徒の家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間とする。

2 端末及びルータの貸付料及びルータの通信料は、無料とする。

(管理)

第6条 学校は、貸し付ける端末及びルータを学習者用端末等貸付簿（第2号様式）（以下「貸付簿」という。）により、校長の責任において管理する。

2 学校は、貸付状況に変更が生じた場合は、貸付簿に記載しなければならない。

3 校長は、教育委員会の求めがあった場合は、当該貸付状況を報告しなければならない。

(返却)

第7条 児童生徒が、在学する当該学校から大阪市立以外の学校へ転出又は大阪市立以外の中学校へ進学並びに大阪市立の中学校から卒業する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長へ返却しなければならない。

2 家庭等でのインターネット環境が整備された場合は、速やかにルータを校長へ返却しなければならない。

この場合において、速やかに返却されない場合は、校長が督促する。

3 校長から特に返却の要請があった場合は、速やかに端末及びルータを校長へ返却しなければならない。返却の要請を受けた後、再び貸付を希望する場合は、再度依頼書を校長へ提出するものとする。

4 学校は、返却された端末及びルータを貸付簿の内容と照合し、確認出来れば、貸付簿の終了日に記入する。

(破損又は紛失等)

第8条 端末又はルータを、破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し学習者用端末等破損・紛失等届（第3号様式）を校長へ提出しなければならない。

2 校長は、前項の届出があった場合、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。
- 2 学習者用端末等貸付要綱（令和2年9月17日施行）は、廃止する。
- 3 令和2年5月26日成立の令和2年度大阪市補正予算に基づき教育委員会が新たに調達する端末及びルータが配備されるまでの間の各学校においては、廃止前の学習者用端末等貸付要綱（令和2年9月17日施行。以下「旧要綱」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 4 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、現に存する端末の小学校1年生の児童への貸付については、旧要綱の規定の例による。ただし、当該端末の貸付の対象者は、小学校1年生の児童全員とする。

- 1 学習者用端末(端末)やモバイルルータ(ルータ)を借り受けた児童生徒と保護者の皆さんは、注意をもって正しく使用・管理してください。
- 2 端末及びルータの使用については、次の行為を遵守してください。
  - (1) 学校が認めた学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）以外の目的で使用しないこと
  - (2) 設定等を変更しないこと
  - (3) 個人情報等重要データを保存しないこと
  - (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
  - (5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
  - (6) セキュリティの維持に努めること
  - (7) ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと
  - (8) 他者に使用させ、又は転貸しないこと
  - (9) 売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと
  - (10) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと
  - (11) 学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと
- 3 学校から端末及びルータの利用及び管理に関して別に指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 4 定められた使用条件に違反した場合又は特に必要と認める場合、端末及びルータを返却していただくことがあります。その場合には、直ちに返却をお願いします。
- 5 端末及びルータの貸付料は無料です。  
ルータの通信料は、「学習者用端末等使用条件」に反した利用を行わない限り、無料です。
- 6 貸付期間は、次のとおりです。  
○端末：大阪市立小学校及び中学校に在学する期間、  
○ルータ：大阪市立小学校及び中学校に在学し、家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間  
※貸付物品は、実際に在学する各学校の端末及びルータです。
- 7 返却などについて
  - (1) ルータを借り受けた後に、家庭等でインターネット環境を整備された場合は、速やかにルータを校長(学校)へ返却してください。
  - (2) 児童生徒が、在学する当該学校から大阪市立以外の学校へ転出又は大阪市立以外の中学校へ進学もしくは大阪市立の中学校から卒業する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長(学校)へ返却してください。
  - (3) 児童生徒が、在学する当該学校から大阪市立の学校へ転出又は大阪市立の中学校へ進学する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長(学校)へ返却し、あらためて転出先又は進学先の学校の校長(学校)へ依頼書を提出し借り受けてください。
- 8 端末及びルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し、学習者用端末等破損・紛失等届を校長(学校)へ提出してください。端末及びルータに係る実費弁償を負担していただく場合があります。  
なお、住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。
- 9 その他、端末及びルータの使用に際しては、学校の指示に従ってください。また、プリントの文面による貸し付けるとは学校で使用する場合も含みます。

## 学習者用端末等貸付依頼書

令和3年 2月 日

大阪市立 東三国中 学校長 様

保護者名（自署）

年 組 番

児童生徒名

学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）において使用するため、次の物品の貸付を依頼します。

## 記

## 1 貸付物品（いずれか1つを○で囲んでください。）

- 学習者用端末のみ（付属品を含む。）
- 学習者用端末及びモバイルルータ（付属品を含む。）

## 2 遵守事項

学習者用端末等を使用するにあたり次の事項を遵守します。

- 学習者用端末等貸付要綱
- 学習者用端末等使用条件

## 3 貸付期間

- 端末：本校に在学する期間
- ルータ：本校に在学し、家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間

（※注）貸付物品は、学校から支給される端末及びルータです。

【学校使用欄】	
端末	貸付開始日：令和 年 月 日 学校番号：
モバイルルータを貸し付けます。	貸付開始日：令和 年 月 日 ルータ番号：
印	
モバイルルータを貸し付けません。	理由（貸付希望があったが、貸し付けない場合に記載） ・家庭にインターネット環境が整備されているため ・再度貸し付けを希望する場合で、学習者用端末等破損・紛失等届が未提出のため ・その他（ ）
備考	